

石綿・フロンに関する注意点

- 建築物を解体する際の注意点（石綿関係）
- 建築物を解体する際の注意点（フロン関係）
- 業務用冷凍空調機器を引き取る際の注意点（フロン関係）

建築物を解体する際の注意点(石綿関係)

- 建築物・工作物の解体・改修・補修工事(以下「解体等工事」という。)を行う元請業者等は、大気汚染防止法の規定に基づき、解体等工事を行う前に、有資格者(建築物石綿含有建材調査者等)に石綿事前調査(石綿含有建材が使用されていないかの調査)を行わせることが必要です。
- また、一定規模以上の解体等工事※については、石綿事前調査の結果を都道府県・大気汚染防止法政令市(福岡県内では北九州市・福岡市・久留米市・大牟田市が該当)に報告することが必要です。

※一定規模以上の解体等工事:

- ① 建築物の解体工事: 解体作業対象の床面積の合計が80㎡以上
- ② その他の工事は請負金額が100万円以上

- 石綿事前調査において石綿含有建材が確認された場合は、大気汚染防止法に定められた作業基準に基づき、石綿含有建材の除去等作業を行うことが必要です。

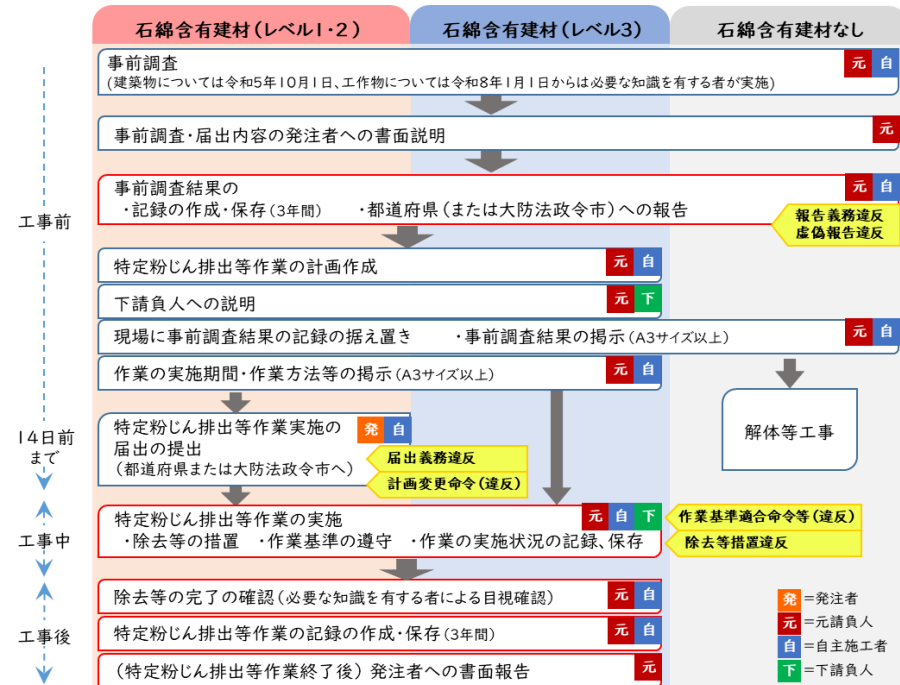
- 詳しくは、県ホームページをご確認ください。

【県ホームページ】

建築物等を解体・改造・補修する作業について
～大気汚染防止法による石綿飛散防止対策～

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/asbestos-sagyou.html>

建築物・工作物の解体等工事の流れ(大気汚染防止法 関連)



建築物を解体する際の注意点(フロン関係)

- 建築物等※の解体工事の元請業者は、フロン排出抑制法の規定に基づき、解体しようとする建築物等に第一種特定製品(業務用冷凍空調機器のうち、フロン類が使われているもの)が設置されていないか事前確認を行うことが必要です。

※ 解体対象が「東屋」のような場合や「鉄塔、煙突、橋梁」等の工作物の場合は、第一種特定製品の設置されていないことが明らかである建築物等を除く。

- また、元請業者は、事前確認した結果を書面で発注者に説明する必要があります。

※ 説明書面は、発注者(原本)・元請業者(写し)において3年間保存することが必要

- なお、第一種特定製品が確認された場合には、「発注者にあらかじめフロン類を回収してもらう」か、「発注者から委託を受けて、第一種フロン類充填回収業者へフロン類を引渡す」ことが必要です。

- フロン類をみだりに放出した場合は、刑事罰(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)の適用対象となります。

- 詳しくは、県ホームページをご確認ください。

【県ホームページ】

特定解体工事元請業者の責務等

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fron-10.html>

第一種特定製品(フロン排出抑制法)

対象となる機器

業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうち、フロン類が使われているもの



店舖用エアコン



ビル用マルチエアコン



業務用冷凍冷蔵庫



冷凍冷蔵用ショーケース など

業務用冷凍空調機器を引き取る際の注意点(フロン関係)

- 廃棄物・リサイクル業者が、処分のため、**第一種特定製品**(業務用冷凍空調機器のうち、フロン類が使われているもの)を引き取り等する場合は、**第一種特定製品からフロン類が回収されていることを確認等することが必要**です。

※ 引き取り等には、「金属資源等としての無償・有償での引取り」や「商習慣上の下取り」が含まれますが、中古品(リユース品)としての引取りは含まれません。

また、本規定は第一種特定製品としての形状・機構を保っているものが対象であって、既に破碎・中間処理等された第一種特定製品(金属くず)には適用されません。

※ 第一種特定製品の引取り等が可能な場合

- ① 第一種フロン類充填回収業者が交付する**フロン類の「引取証明書」**の写しを受け取った場合(引取証明書の写しは、3年間保存する必要があります。)
- ② 「回収依頼書」を受け取り、廃棄物・リサイクル業者自らが**第一種フロン類充填回収業者としてフロン類を回収する場合**
- ③ **第一種フロン類充填回収業者へのフロン類の引渡しを委託され、「委託確認書」**を受け取った場合(委託確認書の写しは、3年間保存する必要があります。)
- ④ フロン類が充填されていないことを示す**「確認証明書」**の写しを受け取った場合(確認証明書の写しは、3年間保存する必要があります。)

- **フロン類の回収が確認できない第一種特定製品の引取り等は、フロン排出抑制法により禁止されており、違反した場合は刑事罰(50万円以下の罰金)の適用対象となります。**

- 詳しくは、**県ホームページ**をご確認ください。

【県ホームページ】

第一種特定製品引取等実施者の責務等

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fron-9.html>